

令和 6 年 5 月 29 日開催

令和 6 年度

第 1 回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 **開催日時** 令和6年5月29日（水）
午後1時30分から午後3時10分まで
- 2 **開催場所** 市役所議会棟 理事者控室
- 3 **出席者** いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員6名出席
- (1) 審議会委員
荒川 正勝
佐藤 信一
高沢 祐三
中尾 剛
服部 裕
箱崎 千枝子
(※欠席委員：鶴沼 理人、黒田 涼子、田中 みわ子、宮下 朋子)
- (2) 事務局職員
千葉 伸一郎 (総務部長) ※他の公務都合のため途中退席。
大平 賢一 (総務部次長兼総合調整担当)
草野 秀智 (総務課長)
本田 智志 (総務課主幹兼課長補佐)
佐々木 洋和 (総務課文書係長)
吉田 裕史 (総務課文書係主査)
- (3) 説明課
① 情報公開制度について (総務課)

4 議事の概要

(1) 会議の開催形式について

条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。

(2) 会議録の作成について

議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。

(3) 前回会議録（案）の承認について

令和5年度第3回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録について、事務局（案）のとおり承認された。

(4) 意見聴取事項の調査審議について

① 情報公開制度について

（説明課：総務課）

【主な意見等】

（請求権者拡大について）

委員：異議なし

（手数料について）

委員：他市の例で、市民等と市民等以外を区別して手数料を設定している例もあるとのことですが、こうした設定の仕方もありだと思いますが、このような区別を設けるとした場合、理由としてどのように説明することが考えられますか。

事務局：資料に条例の目的を記載していますが、目的の中で「行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障する」「市民に説明する責務が全うされるようにすること」などとしておりますので、この目的から市民等と市民等以外を分けて、手数料を設定することについて説明することも可能ではないかと考えております。

委員：市外の法人や団体からの請求に対して情報開示を行うことが市民のためになるのか疑問に感じるところもある。市民であれば自分の住んでいる市の情報であり、それが市の責務ということでもあれば無料で構わないように思います。

他市では取っていない所も多いので、市民等以外について取ることにした場合に「他市では手数料がかからないのに、いわき市では手数料がかかるのか？」などと言われる心配もあります。

事務局：中核市では手数料をとっていないところが87%と多数を占める実態もあります。

委員：無料とした場合、頻回な請求などが出てくる恐れがあるのではないかと心配になります。ある程度、市民等と差を設けるのもやむを得ないと考えている。市民等以外から手数料を取らないとした場合、逆に市民から納得が得られないように思います。

委員：一般市民の方が市税を払って制度運用がなされているわけですから、営利目的の請求については手数料を取ってもよいと思います。営利目的かどうかで区別する場合、線引きが難しい部分もあるため、受付時などに

カスタマーハラスメントを受けないように運用方針をしっかりと示しておくなどの対応が必要だと思います。

事務局：中核市の中で、手数料の有無を営利目的か否かで設定しているのは1市ありますが、その市の場合、請求書の中に手数料要件の確認欄を設けており、株式会社などの営利法人か、営利目的の事業のために請求するものか、などの項目に該当する場合は申請者が「○」を付けるという、いわば自己申告方式をとっています。

委員：社会福祉法人などでも収益事業を行う場合もありますし、株式会社でも社会貢献活動のために必要な場合など、単純に線引きできない場合も想定されるでしょうから、運用上は自己申告により目的を確認するしかないと思います。

委員：手数料を設定している所は、いくら位の額に設定しているのでしょうか。

事務局：例えば国の場合は、1件300円、オンラインの場合は200円としており、他市の例でも200円～300円程度の所が多いようです。

委員：手数料を設定する場合、その算定根拠も求められると思いますので、国に合わせただけでは説明が難しいでしょうから、根拠のある数字にする必要があると思います。利用しやすい額とするため300円にした、という説明の場合、それなら無料でいいのではないか、という反論が想定されます。

委員：情報公開請求は、利用実態として一部の方が申請するものになっていると思います。一部の方が利用する手続きを無料とすると、利用しない大多数の市民が納得しがたいかもしれませんので、少額でも手数料を取りますという形の方が納得されやすいと思います。

委員：手数料を設定している所で、市民かそうでないかで金額に差を設けている所はありますか。

事務局：手数料を設定している中核市の中で、市民等は1件100円、市民等以外は1件200円のように金額に差をつけて設定している事例があります。

委員：市民等以外で請求される方は、推測になりますが、学術目的などよりも、営利目的でされる方が多いように思いますが、いかがでしょうか。

事務局：過去の相談事例では、大学の教授や研究者からや大学生からの問い合わせなどもありました。

委員：学術目的の場合には、将来的にはいわき市のためになると考えてもいいのではなでしょうか。直接的、短期的に利益に繋がるものではないかもしれませんが、他の営利目的の請求とは異なると思います。

事務局：理論的には、利害関係を有しない者の調査や研究によって、市政の問題や課題などが客観的に浮き彫りになり、結果として市政向上に繋がるといことが考えられます。本市条例の目的に「市民の的確な理解と批判」とありますが、これらの前提となる知識や情報が、市外の方からもたら

される可能性があるというのが、請求権者拡大の目的になるかと思いません。

また、制度発足の際の懇話会の意見では、「将来的に事務量増加に伴い手数料設定を検討」とありますので、今年度から金入設計書の情報提供を開始し、情報公開請求件数が大幅に減少する見込みとなる中、事務量の観点から手数料を取る方向に進めるのは難しいと思われます。

委員：ホームページなどで見られる情報であればきちんと案内する必要はあると思いますが、そうした対応を行ったうえで、情報公開請求でないと確認できない情報については、手数料をいただきます、ということであれば特に問題ないと思います。

委員：情報提供がどの程度進んでいるのか、出すことができるが出していない情報があるのか、などの傾向がつかめないでしょうか。

事務局：参考に考えられるものとして、令和4年度の請求実績のうち「その他」に分類しているものの中にも、情報提供で対応可能なものも含まれているかもしれませんので、そのあたりを確認することなど検討したいと思います。

議長：その他の請求内容の傾向などもわかると、さらに議論がしやすくなるかもしれません。

今回は4名の委員が欠席されておりますし、手数料については色々な意見が出ておりますので、次回に持ち越し改めて協議したいと思います。

5 その他

特になし

以上閉会